○福井市総合計画審議会設置条例

昭和55年６月14日条例第17号

福井市総合計画審議会設置条例

（設置）

第１条　福井市が定める福井市総合計画に関し、市長の諮問に応じて必要な事項を調査、審議しその結果を答申するため、福井市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　審議会は、委員50人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　市議会議員

（２）　学識経験者

（３）　関係行政機関の職員

（４）　関係団体の役職員

（５）　前各号に掲げる者のほか、市政について関心を有する市民で市長が適当と認めるもの

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とし再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長それぞれ１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を求めることができる。

（専門部会）

第６条　会長は、専門の事項を調査、審議させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会に属する委員は、会長が指名する。

３　部会には、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

（幹事）

第７条　審議会に、幹事若干名を置く。

２　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

３　幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、総務部において処理する。

（雑則）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成６年条例第21号）

この条例は、平成６年10月１日から施行する。

附　則（平成10年条例第５号）

この条例は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成12年条例第22号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年条例第86号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成13年条例第14号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成19年条例第21号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。